

誓 約 書

1 入居者 は、次の表に掲げる市営住宅及びその畳建具その他造作一式について、鹿屋市営住宅条例及び鹿屋市営住宅条例施行規則の規定を堅く守り、下記事項を遵守することを誓約します。

なお、入居者及び同居者に係る管理上必要な情報を住宅管理人等に提供することを同意します。

市 営 住 宅 の 表 示			
団 地 名	市営住宅		号棟 号
構 造		間 取 り	
家 賃	円	敷 金	円

記

- (1) 毎月末日（12月分にあつては、翌年の1月4日）までにその月分の家賃を納付します。ただし、月の途中で市営住宅を明け渡す場合は、当該明け渡す日までにその月分を納付します。
- (2) 住宅内において、犬、猫その他の鳥獣類は飼育しません。
（鹿屋市の使用承認を受けた身体障がい者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）は除く。）
- (3) 周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為はしません。
- (4) 市営住宅を明け渡すときは、畳の表替え、ふすまの張替えをその状態にかかわらず行うとともに、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の必要な修繕を行います。
- (5) 入居後3年を経過し、収入基準を超過している場合は、当該市営住宅を明け渡すよう努めます。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明した場合（同居者が該当する場合を含む。）は、当該市営住宅を速やかに明け渡します。
- (7) 次に掲げる場合は、あらかじめ市長の承認を得ます。
 - ア 同居を認められた者以外の者を同居させようとするとき。
 - イ 市営住宅の一部を他の用途に併用しようとするとき。
 - ウ 市営住宅の模様替え又は増築をしようとするとき。
- (8) 次に掲げる場合は、市長に届け出ます。
 - ア 市営住宅に入居したとき。
 - イ 緊急連絡人を変更しようとするとき。
 - ウ 緊急連絡人の住所、氏名に変更があったとき。
 - エ 世帯員に出生、転出、死亡等の異動があったとき。
 - オ 市営住宅又は共同施設に修繕（畳の表替え、ふすまの張替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕を除く。）の必要が生じたとき。
 - カ 市営住宅又は共同施設に滅失、損傷等の事故が発生したとき。
 - キ 市営住宅を引き続き1月以上使用しないとき。
 - ク 市営住宅を明け渡すとき。

2 入居者 は、市営住宅の適正な管理のため、次の場合には、市が緊急連絡人に対して当該入居者の個人情報を提供することを同意します。

なお、緊急連絡人 は、当該情報提供を受けたときは、誠実に対応するよう努めます。

- (1) 入居者の安否確認など緊急に連絡をとる必要が生じたとき。
- (2) 入居者が家賃を滞納したとき。
- (3) 入居者が周辺の環境を乱し、又は迷惑を及ぼす行為をしたとき。
- (4) その他入居者の行為によって市に損害を与えたとき。

緊急連絡人

住 所	(法人等にあつては、主たる事務所の所在地)		
		電話番号 ()	-
フリガナ氏名	(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名) (自書)	入居者との続柄又は関係	

住 所	(法人等にあつては、主たる事務所の所在地)		
		電話番号 ()	-
フリガナ氏名	(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名) (自書)	入居者との続柄又は関係	

年 月 日

鹿屋市長 様

入 居 者 住 所

氏 名